

7 高福第 2 0 7 6 - 1 号
令和 7 年 1 0 月 2 0 日

各市町村介護保険担当課長 殿
東三河広域連合介護保険課長 殿
知多北部広域連合事業課長 殿

愛知県福祉局高齢福祉課長

令和 7 年度介護事業所ハラスメント対策研修に係る周知等について（依頼）

日頃より本県の高齢福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

現在、介護現場では、セクハラ・暴力・暴言・理不尽な要求等のハラスメントを受けたことがある介護職員の割合が増加しています。そのため、令和 6 年度介護報酬改定においても、職場におけるハラスメントの防止のための措置を講ずることとされ、介護事業者には、利用者またはその家族等からのハラスメントの防止が求められているところです。

については、本事業の実施について御承知おきいただくとともに、事業趣旨を御理解の上、貴市町村及び広域連合管内に所在する対象となる事業所等に対し、別添リーフレット等により周知いただきますよう御協力をお願いいたします。

なお、事業詳細等については、別添リーフレットを御確認ください。

担 当 介護保険指導第一グループ（島田）
電 話 0 5 2 - 9 5 4 - 6 2 8 9
メー ル korei@pref.aichi.lg.jp